



改正養蜂振興法が25年1月から施行されます

- ・ミツバチを通年で飼育されている方、及び
- ・はちみつやミツバチ等を譲渡または販売されている方は

毎年、1月中に飼育届を住所地の都道府県に提出してください。
(手数料はかかりません。)

花粉交配用にのみミツバチを飼育される方は届出は不要です



花粉交配用に必要な群数のミツバチを数週間～数ヶ月間のみ、一時的に飼育されている方に限ります。

・花粉交配用に使用したミツバチは、そのまま放置すると、ミツバチの病気の原因となります。養蜂業者への返却あるいは焼却等を行い、必ず、適切に処置してください。

- ・適切な衛生管理をお願いします。
- ・異常があれば、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。



園芸農家



貸出等の場合 → 養蜂業者に返却

買い取りの場合 → 焼却

窓口	担当係	電話
(届出)奈良県畜産課	畜産振興係	0742-27-7450
(衛生管理)家畜保健衛生所 業務第一課 業務第二課		0743-59-1700 0745-62-2440